

市からの 連絡帳

**12月は、固定資産税・都市計画税
第3期の納期です。**
～納付には、便利な口座振替を～
▶納税課 ☎042-460-9831

税・年金

市税・国民健康保険料の 休日納付相談窓口

時 12月5日(土)・6日(日)
午前9時～午後4時
場 いずれも田無庁舎
●市税・納税課(4階)
●国民健康保険料…保険年金課(2階)
※電話または窓口で相談可
内 市税・国民健康保険料の納付および相談、納付書の再発行など
▶納税課 ☎042-460-9832
▶保険年金課 ☎042-460-9824

12月はオール東京 滞納STOP強化月間

東京都と市区町村では、安定した税収確保と納税義務の公平性の確保を目指して、12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置づけ、広報や催告による納税推進、差し押さえ・タイヤロックなどの滞納処分など、多様な徴収対策に取り組みます。

皆さんに納めていただいている貴重な税金は、福祉・教育・都市整備など、さまざまな市民サービスを提供するための重要な財源となっています。市政を支える財源の安定確保と市民の皆さん

んが安心・便利にご納付いただけるよう、全力で環境づくりに取り組んでいます。納期内納付と、滞納の抑制にご協力をよろしくお願いいたします。
▶納税課 ☎042-460-9832



未分筆私道の非課税申告

敷地の一部が未分筆のまま道路として使用されている土地で一定の要件を満たすものは、申告していただくことにより道路部分の固定資産税・都市計画税が原則として翌年度から非課税となります。
詳細は下記へお問い合わせください。
▶資産税課 ☎042-460-9829

家屋を取り壊したとき

家屋を取り壊したときは、資産税課(田無庁舎4階)へご連絡ください。表題登記がなされている建物を取り壊した場合は、不動産登記法により、所管の法務局に滅失の登記をしてください。
問 登記について…東京法務局田無出張所 ☎042-461-1130
▶資産税課 ☎042-460-9830

認定長期優良住宅の 固定資産税を減額

次の要件を満たす住宅の固定資産税を一定期間、2分の1減額します(都市計画税を除く)。
□要件 ●「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅 ●令和2年1月2日～令和

3年1月1日に新築された住宅 ●居住部分の床面積が50㎡(一戸建て以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下で当該家屋の2分の1以上 ●令和3年2月1日までに、資産税課(田無庁舎4階)に必要書類を提出

□減額範囲 居住部分の床面積120㎡まで
□減額期間

住宅の種類	減額期間
3階建以上の準耐火構造および耐火構造の住宅	新たに課税される年度から7年度分
上記以外の住宅	新たに課税される年度から5年度分

□必要書類 ●認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ●長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6・9・13条に規定する通知書の写し(認定長期優良住宅であることを証する通知書の写し)

申 市職員による家屋調査の際に、認定長期優良住宅であることをお申し出ください。
▶資産税課 ☎042-460-9830

国民年金保険料の追納制度

国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例を受けた期間があると、全額納めたときに比べ、将来受け取る老齢基礎年金の年金額が少なくなります。これらの期間が10年以内の場合、さかのぼって保険料を納める(追納)ことができます。追納をすると老齢基礎年金の年金額を満額に近づけることができます。

※原則、古い年度からの申込となります(3年度目以降は、当時の保険料に加算額がつきます)。

※一部免除の追納は、残りの納付すべき保険料を納めている必要があります。

持 本人確認できるもの(運転免許証・パスポート・年金手帳・マイナンバーカードなど)

申 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(防災・保谷保健福祉総合センター1階)

問 武蔵野年金事務所 ☎0422-56-1411(ナビダイヤル)
▶保険年金課 ☎042-460-9825

保険

医療費等通知書を発送

ご自身の健康と医療について認識を深めていただくとともに、医療費の適正化を目的として医療費等通知書を11月末以降に発送します。通知書には、受診年月・受診者氏名・医療機関などの名称・医療費の総額(自己負担分+保険者負担分)・被保険者の支払った医療費の額(一部負担金額)などを記載しています。

対 令和元年11月～令和2年6月に医療機関または柔道整復、はり、きゅう、あん摩・マッサージの施術に係る療養を受けた方

□注意
確定申告(医療費控除)の際に医療費等通知書を添付することで、令和2年1月～6月の診療などについては、「医療費控除の明細書」への記載を省略することができます。

ただし、令和2年7月～10月の診療などについては令和3年2月末に、令和2年11月～12月の診療については翌年度の発送となります。申告が必要な場合はお持ちの領収書に基づいて別途「医療費控除の明細書」を作成して

申告書に添付してください(この場合、医療費の領収書は、確定申告期限から5年間保存する必要があります)。
▶保険年金課 ☎042-460-9821

子育て

養育費確保支援事業が始まります

養育費立替保証の契約をされたひとり親の方に、初回保証料の一部を補助します。対象となるのは、養育費の取決めに係る債務名義のある方で、初めて保証会社と養育費保証契約を締結する方です。

詳細は市 ☎ または下記へお問い合わせください。
▶子育て支援課 ☎042-460-9840

受験生チャレンジ支援貸付事業

学習塾などの受講料、高校や大学などの受験料を無利子で貸し付けることで、一定所得以下の世帯の子どもの支援を行います。入学した場合は、申請により返済が免除されます。

□受講料貸付限度額
中学3年生・高校3年生など…20万円

□受験料貸付限度額
中学3年生など…2万7,400円
高校3年生など…8万円

対 在住世帯の生計の中心者
※貸付には条件があります。詳細は ☎ へお問い合わせください。

問 西東京市社会福祉協議会 ☎042-497-5073

▶地域共生課 ☎042-420-2808

福祉

庁舎窓口到手話通訳者を配置

各課でのお手続・相談などで必要な場合にご利用ください。

□手話通訳者配置日 午後1時～5時

保谷庁舎 (福祉の相談窓口)	田無庁舎
12月2日(水)	12月18日(金)
令和3年1月6日(水)	令和3年1月15日(金)

※通訳者配置日以外にも手話通訳者を派遣します。

詳細は下記へお問い合わせください。
▶障害福祉課 ☎042-420-2804
☎042-466-9666



暮らし

東京都施行型都民住宅入居者募集

都民住宅は中堅所得者向けの賃貸住宅で、仲介手数料・礼金・更新料が不要です。

□住宅の所在地 都内全域
□募集戸数 91戸(抽選)

※この他、抽選募集以外の住宅も ☎ の ☎ で募集しています。

対 ●都内在住 ●自ら居住するための住宅を必要としている ●所得が定められた基準に該当する
※詳細は募集案内でご確認ください。

□案内配布
時 12月1日(火)～9日(水)の平日

中等度難聴児補聴器購入費助成

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、早期の補聴器装用による言語の習得や生活能力・コミュニケーション能力などの向上のため、補聴器の購入費用の一部を助成します。

対 次の全てに該当する方(所得要件あり)
●市内に住所がある18歳未満の児童
●身体障害者手帳(聴覚障害者)交付の対象となる聴力ではない者
●両耳の平均聴力がおおむね30dB以上で、補聴器装用により、言語

の習得など一定の効果が期待できると医師が判断した者

□助成額 補聴器の購入費用と助成基準額(1台13万7,000円・耐用年数5年)のうち少ない額の9割(生活保護世帯・住民税非課税世帯は10割) ※修理代は助成対象外

申 購入前に、申請書に医師意見書・見積書を添付して下記へ

※詳細は下記へお問い合わせください。
▶障害福祉課 ☎042-420-2804

補聴器の種類	1台当たりの基準価格	基準価格に含まれるもの	耐用年数	備考
高度難聴用 ポケット型	13万7,000円	補聴器本体(電池を含む) およびイヤモールド	5年	デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関する専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、2,000円を加算すること。
高度難聴用 耳かけ型				
重度難聴用 ポケット型				
重度難聴用 耳かけ型				
耳あな型 (レディメイド)				
耳あな型 (オーダーメイド)				
骨導式ポケット型				
骨導式眼鏡型				
補聴システム(FM型・デジタル方式)	1台当たりの基準価格			備考
ワイヤレスマイク	9万8,000円			更新する場合は、前回支給から5年以上経過していること。
受信機	8万円			
オーディオシュー	5,000円			